〃	GREEN FORTUNE	〃	第28230号 平成27年９月28日	
〃	GREEN GLOBE	〃	第28231号 平成27年９月28日	
〃	DARK LADY	〃	第28232号 平成27年９月28日	
Ocimum basilicum L. x Ocimum tenuiflorum L.	オオヤ-キセキ	特定非営利活動法人日本ホーリーバジル協会 福島県福島市飯坂町茂庭字前原１番地	第29560号 平成27年９月30日	
Portulaca grandiflora Hook.	きまぐれ	株式会社札幌採種園 北海道札幌市白石区本通17丁目北17番１号	第27776号 平成27年10月15日	
Rosa L.	TAN99102	Christian Evers Langes Hofkoppel 6, 25436 Uetersen, Germany	第26823号 平成27年９月２日	

○農林水産省告示第六百三十六号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日

農林水産大臣　森山　裕

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Calibrachoa Llave & Lex.	USCAL12501	Plant 21, L. L. C. 32149 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA	第29715号 平成27年12月15日
〃	USCAL12502	〃	第29716号 平成27年12月15日
Clusia rosea Jacq.	Whistar	EDPLANT B. V. Lange Kruisweg 34, 2676 BM Maasdijk, The Netherlands	第25849号 平成27年12月21日
Limonium Mill.	TSイリスラヴァンド	ティー・エス・メリクロン株式会社 山梨県北杜市小淵沢町8098	第28393号 平成27年12月28日
〃	TSジョーヌオワゾー	〃	第28395号 平成27年12月28日
〃	TSオランジュソルベ	〃	第28402号 平成27年12月28日
Pinus thunbergii Parl.	Ansu hwanggeumsong	Song Jong Heon Bananri 266, Gunnam-myeon, Yeonggwang-gun, Jeonam, Republic of Korea	第24908号 平成27年12月10日
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	玉金香（ぎょくきんか）	Agricultural Research Institute 189, Chung-Cheng Rd. Wu-Feng, Taichung, Taiwan	第23982号 平成27年12月16日

○経済産業省告示第四十四号

重要送電設備等の指定に関する規程（平成二十五年経済産業省告示第二百三号）第四条第三項の規定に基づき、重要送電設備等の指定に関する規程第三条第五項の規定に基づき重要送電設備等を指定する件（平成二十六年経済産業省告示第百七十四号）の一部を変更した旨の報告を受けたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十八年三月四日

経済産業大臣　林　幹雄

東京中部間直流幹線（仮称）のこう長を「約100km」から「89km」に変更し、回線数を「双極２回線」から「双極１回線」に変更する。

○国土交通省告示第四百六十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十二項において準用する同法第四十三条の十一第四項の規定に基づき、平成二十八年三月四日付けをもって、京浜港における同法附則第二十項の規定による埠頭群の区分及び同項第四号の規定による区域の指定を取り消すこととしたので、同法附則第二十二項において準用する同法第四十三条の十一第五項において準用する同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第四百六十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二十七第二項の規定に基づき、建築物の基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき一般的な事項を次のとおり定め、平成二十八年三月四日から適用する。

平成二十八年三月四日

国土交通大臣　石井　啓一

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置

一　施工体制に係る一般的事項について

(一)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、基礎ぐい工事（くい先端の支持力を主として考慮し掘削孔内に既製コンクリートぐいを沈設する工法を採用した基礎ぐい工事をいう。以下同じ。）の施工前に、あらかじめ、当該基礎ぐい工事の施工体制を確認する。特に、当該施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者の配置状況、資格等が建設業法の規定に違反していないかを確認するとともに、違反している場合には下請負人に対し是正を求める。

(二)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、基礎ぐい工事の施工前に、あらかじめ、当該基礎ぐい工事に関する設計図書等に記載された地盤条件、施工方法、工期等基礎ぐい工事の施工に関する事項について確認し、下請負人と共有する。

(三)　監理技術者又は主任技術者であって発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が置いたもの（以下「監理技術者等」という。）は、施工の技術上の管理をつかさどる者として適正な施工を確保するため、現場条件に即した施工計画を作成するとともに、工事監理者に対し、作成した施工計画を提出し、計画の内容について説明する。

(四)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請負人は、基礎ぐい工事の施工前又は施工中に、設計図書等に基づく施工が困難であること、設計図書等に示された地盤条件と現場条件とが異なること等を発見したときは、書面をもってその旨を当該建設業者に通知する。当該建設業者は、当該下請負人から通知がなされた場合には、遅滞なく協議を行い対応策を定める。

(五)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、工事監理者に対し、基礎ぐい工事の進捗に応じ、施工記録を提出するとともに施工状況を説明する。

(六)　(二)の規定は、その請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせた下請負人について準用する。